

名高裁総第1009号

令和6年12月17日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター 御中

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月7日付け（同月18日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和4年4月から令和4年9月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事4号から判事3号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話052（203）0198

名高裁総第1010号

令和6年12月17日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター 御中

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月8日付け（同月18日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和4年4月から令和4年9月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事3号から判事2号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話052（203）0198

名高裁総第1011号

令和6年12月17日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター 御中

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月9日付け（同月18日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和4年4月から令和4年9月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事2号から判事1号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話052（203）0198

名高裁総第1012号

令和6年12月17日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター 御中

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月10日付け（同月18日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和4年10月から令和5年3月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事4号から判事3号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話052（203）0198

名高裁総第1013号

令和6年12月17日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター 御中

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月11日付け（同月18日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和4年10月から令和5年3月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事3号から判事2号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話052（203）0198

名高裁総第1014号

令和6年12月17日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター 御中

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月12日付け（同月18日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和4年10月から令和5年3月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事2号から判事1号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話052（203）0198

名高裁総第1015号

令和6年12月17日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター 御中

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月13日付け（同月18日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和5年4月から令和5年9月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事4号から判事3号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話052（203）0198

名高裁総第1016号

令和6年12月17日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター 御中

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月14日付け（同月18日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和5年4月から令和5年9月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事3号から判事2号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話052（203）0198

名高裁総第1017号

令和6年12月17日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター 御中

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月15日付け（同月18日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和5年4月から令和5年9月までの間に名古屋高裁が最高裁に提出した、裁判官昇給候補者名簿（最高裁宛の送り状を含む。）（判事2号から判事1号への昇給に関するものが含まれているものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号ニに相当）を開示することになるので、その文書の存否を答えることはできない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話052（203）0198